

## 境港市船員入浴施設利用助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船員が疲れた体を癒し、漁業に対する意欲向上及び健康保持を図るとともに、境漁港の魅力向上に資することを目的として、船員に対し、入浴施設の料金が割引となる「境港市船員入浴施設利用割引券」(以下「割引券」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 割引券の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、船員法(昭和22年法律第100号)第1条に定める船員のうち、船員法施行規則(昭和22年運輸省令第42号)第28条の規定により交付された船員手帳(以下「船員手帳」という。)を所持し、境漁港に水揚げする者とする。

### (利用施設)

第3条 割引券を使用できる施設(以下「入浴施設」という。)は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に定める鳥取県知事の許可を受けた市内の公衆浴場とし、次に掲げる施設とする。

(1) 天然温泉境港夕風の湯 御宿野乃

(2) みなと温泉ほのかみ

### (交付申請)

第4条 交付対象者が割引券の交付申請をするときは、境港市船員入浴施設利用割引券交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、宣誓・同意書(様式第5号)を添えて、市長に提出するものとする。

2 割引券の交付申請は、交付対象者のほか、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「特例申請者」という。)が行うことができる。

(1) 交付対象者が所属する事業者または団体

(2) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場卸売事業者

3 特例申請者が割引券の交付申請をするときは、申請書に割引券配布先(予定)一覧を添えて、市長に提出するものとする。

4 第1項の規定により交付対象者が交付申請した場合は、当該交付対象者について、特例申請者が割引券の交付申請をすることはできない。

### (交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めた

ときは、申請者に対し境港市船員入浴施設割引券交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、割引券を交付し、不相当と認めたときは境港市船員入浴施設割引券交付却下通知書（様式第2号の2）により理由を付して通知するものとする。

2 割引券の交付は、同一年度分において、交付対象者1人につき1冊（10枚綴り）限りとする。

3 割引券の紛失等による再交付は、原則として行わないものとする。

4 船員手帳の失効その他の事由により交付対象者の要件を欠くこととなったときは、交付済みの割引券の未使用分を市長に返還しなければならない。

（特例申請者の手続き）

第6条 割引券の交付を受けた特例申請者は、交付対象者から宣誓・同意書（様式第5号）の提出を受けた上で、当該交付対象者に割引券を交付するものとする。

2 割引券の交付を受けた特例申請者は、交付の日から当該日の属する年度の翌年度の4月10日までに、境港市船員入浴施設利用割引券交付実績報告書（様式第3号）に、交付対象者から提出を受けた宣誓・同意書、割引券配布先（実績）一覧及び交付対象者に交付しなかった割引券を添えて、市長に提出するものとする。

（調査）

第7条 市長は、交付対象者に対し、船員手帳の提示または船員手帳の写しの提出を求めることができる。

（使用方法）

第8条 割引券を使用する者（以下「利用者」という。）は、割引券に氏名及び所属している船名を記入したうえで、割引券を利用する入浴施設に提出し、入浴施設の入浴料から割引券に記載の金額を控除した額を入浴施設に支払うものとする。

2 割引券は、入浴施設1回の利用につき1枚使用することができる。

（有効期間）

第9条 割引券の有効期間は、割引券に記載された年度の3月31日までとする。

（割引券の換金）

第10条 入浴施設は、境港市船員入浴施設割引券換金請求書（様式第4号）に、第8条の規定により利用者から提出された割引券を添付し、割引券が利用された日の属する年度の翌年度の4月10日までに、割引した入浴料を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、入浴施設が割引した入浴料を当該入浴施設に支払うものとする。

(禁止行為)

第 11 条 利用者は、交付された割引券を他の者に譲渡し、又は売買してはならない。

(不正利得の返還)

第 12 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、交付済みの割引券の未使用分及びすでに割引した額の全部の返還を求めるものとする。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により割引券の交付を受けたとき。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

境港市長 様

申請者 所在地(住所) \_\_\_\_\_

名称(氏名) \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 境港市船員入浴施設割引券交付申請書

年度境港市船員入浴施設割引券について、下記のとおり交付を受けたいので、

境港市船員入浴施設割引券交付要綱第4条の規定により申請します。

### 記

1. 割引券交付申請数 冊

2. 割引券利用者 ☐申請者に同じ

☐別紙割引券配布先(予定)一覧のとおり

3. 添付資料 ☐申請者が割引券利用者の場合 …宣誓・同意書

☐特例申請者の場合 …割引券配布先(予定)一覧

以上

## 別紙

## 割引券配布先(予定)一覧

|    | 船名 | 漁業名                                             | 乗船者数 | 利用見込者数<br>(交付申請数) |
|----|----|-------------------------------------------------|------|-------------------|
| 1  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊)              |
| 2  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊)              |
| 3  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊)              |
| 4  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊)              |
| 5  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊)              |
| 6  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊)              |
| 7  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊)              |
| 8  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊)              |
| 9  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊)              |
| 10 |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊)              |

様式第 2 号(第 5 条関係)

第 号  
年 月 日

様

境港市長

印

年度境港市船員入浴施設割引券交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった境港市船員入浴施設割引券交付について、境港市船員入浴施設利用助成事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、実施要綱第5条の規定により通知します。

記

1. 割引券交付申請数 冊

2. 割引券利用者 ☐申請者に同じ

☐別紙割引券配布先(予定)一覧のとおり

3 補助規定の遵守

本割引券の收受及び使用の遂行等に当たっては、実施要綱の規定に従わなければならない。

様式第 2 号の2(第 5 条関係)

第 号  
年 月 日

様

境港市長 印

年度境港市船員入浴施設割引券交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった境港市船員入浴施設割引券交付について、境港市船員入浴施設利用助成事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定に基づき、下記のとおり却下することに決定したので、実施要綱第5条の規定により通知します。

記

1. 割引券交付申請数 冊
2. 割引券利用者 ☐申請者に同じ  
☐別紙割引券配布先(予定)一覧のとおり
- 3 却下の理由

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

境港市長 様

所在地(住所) \_\_\_\_\_

名称(氏名) \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

境港市船員入浴施設利用割引券交付実績報告書

年度境港市船員入浴施設割引券について、下記のとおり割引券を交付したので、境港市船員入浴施設割引券交付要綱第6条第2項の規定により報告します。

記

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 1. 割引券交付申請数  | 冊                        |
| 2. 割引券交付数    | 冊                        |
| 3. 返還する割引券の数 | 冊                        |
| 4. 添付資料      | ・割引券配布先(実績)一覧<br>・宣誓・同意書 |

## 別紙

## 割引券配布先(実績)一覧

|    | 船名 | 漁業名                                             | 乗船者数 | 交付数  |
|----|----|-------------------------------------------------|------|------|
| 1  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊) |
| 2  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊) |
| 3  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊) |
| 4  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊) |
| 5  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊) |
| 6  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊) |
| 7  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊) |
| 8  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊) |
| 9  |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊) |
| 10 |    | 沖合底引網 ・ 中型まき網<br>大中型まき網 ・ かにかご<br>いか釣り ・ その他( ) | 人    | 人(冊) |

様式第4号(第 10 条関係)

境港市船員入浴施設割引券換金請求書

年 月 日

境港市長 様

請求者 所在地

名 称

担当者氏名

電話番号

境港市船員入浴施設割引券の換金を下記のとおり請求いたします。

請求金額

円

請求金額内訳

| 金種 |   | 枚数 |   | 割引券合計金額 |
|----|---|----|---|---------|
| 円券 | × | 枚  | × | 円       |

振込口座

|       |               |                    |  |                           |
|-------|---------------|--------------------|--|---------------------------|
| 金融機関名 |               | 銀行・信用金庫<br>信用組合・農協 |  | 本店<br>支店・出張所<br>ゆうちょ…支店番号 |
| 預金種目  | 普通・当座・<br>( ) | 口座番号               |  |                           |
| 口座名義  | フリガナ          |                    |  |                           |
|       |               |                    |  |                           |

年 月 日

宣誓・同意書

境港市長 様

(交付対象者) 住 所 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

記

- 1 境港市船員入浴施設利用割引券(以下「割引券」という。)の交付を受けるにあたり、次の事項について同意します。
  - ①不正が判明した場合には、未使用の割引券を返却し、既に割引券を利用していた場合は、その割引額を速やかに返還すること。
  - ②境港市から船員手帳の提示または船員手帳の写しの提出を求められた場合は、速やかに提示または提出すること。
  - ③交付を受けた割引券を他人に譲渡しないこと。
- 2 割引券の交付を受けるにあたり、以下の要件をすべて満たしていることを宣誓します。
  - ①船員法施行規則第 28 条の規定により交付された船員手帳を所持している。
  - ②鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港に水揚げをしている。
  - ③ほかに同一年度に交付される割引券の交付を受けていない。

※本書は、割引券の交付のために使用し、それ以外の目的には使用しません。